

第2次久山町健康増進計画・食育推進計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この要領は、久山町(以下「本町」という。)が発注する「第2次久山町健康増進計画・食育推進計画策定支援業務」について、調査及び計画策定までを一貫して専門的な知識や経験等を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル(企画提案)方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

(1)業務委託名

第2次久山町健康増進計画・食育推進計画策定支援業務委託

(2)委託内容

第2次久山町健康増進計画・食育推進計画策定支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおりとする。なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3)履行期間

契約日から令和9年3月19日まで

(4)委託料限度額(消費税及び地方消費税含む)

8,457,703円

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、久山町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、次の要件をすべて満たす者とする。

(1)本件プロポーザルの公告日から当該審査日までの間に、久山町において入札参加停止の措置期間中でないこと。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3)久山町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

- (4)法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (5)申請書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (6)令和元年度以降、本業務と同種又は類似業務について契約実績があること。

5 参加手続き

(1)スケジュール

実施内容	日程
ア 実施要領の公表	令和8年4月1日(水)
イ 参加表明書の受付期間	令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水)
ウ 質問の受付期間	令和8年4月1日(水)から令和8年4月8日(水)
エ 質問の回答	令和8年4月13日(月)
オ 企画提案書の受付期限	令和8年4月23日(木)
カ 審査(企画提案)	令和8年5月1日(金)
キ 審査結果の通知	令和8年5月13日(水)まで
ク 契約(見積書の提出を含む)	令和8年5月18日(月)まで

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合があります。その場合は事前に連絡を行う。

(2)担当部署(提出先及びお問合せ先)

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 1822-1
 久山町 健康課(ヘルス C&C センター)
 TEL(092)976-3377/FAX(092)976-3378
 E-mail:cc@town.hisayama.fukuoka.jp

(3)参加表明書の提出について

- ア 提出期限 令和8年4月15日(水)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 「(2)担当部署」にある E-mail アドレス宛に送付
- ウ 提出物 ①参加表明書(様式1)
 ②会社概要がわかる資料(任意様式)
 ③業務経歴書(様式3)

(4) 質問の受付及び回答について

- ア 提出期限 令和8年4月8日(水)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 質問書(様式2)を「(2)担当部署」にある E-mail アドレス宛に送付

※ 回答は令和8年4月13日(月)までに久山町 HP により公開する。

(5)企画提案書

- ア 体裁
 - a 1事業所1案の提案とする。

- b 用紙サイズは A4版とし、縦左綴じとして製本すること。必要に応じて A3折り込み可とする。文字のフォントサイズは 10.5 ポイント以上を目安に作成すること。
- c 提出方法は紙媒体及び電子データとする。
- d 提案書の用紙には、タイトル「第 2 次久山町健康増進計画・食育推進計画策定支援業務企画提案書」、提出年月日、会社名(原本のみ押印が必要)を記載すること。
- e 本事業において、仕様書の内容以外に取り入れるべき事項があれば、加えて提案すること。
- f 専門知識を有しないものでも理解できるよう、わかりやすい表現で作成すること。
- g 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認められない。

イ 企画提案書の提出

a 期限	令和8年4月23日(木) 午後5時まで(必着)
b 提出物	① 企画提案書提出届(様式5) ② 企画提案書 ③ 業務スケジュール ④ 業務責任者等の実施体制 ⑤ 見積書(様式6)
c 提出方法	紙媒体及び電子データ ※紙媒体については、①～⑤の順でまとめインデックスを付け、原本 各1部、副本 各6部を直接又は郵送で提出すること。また、同様の電子データをメールで送付すること。

(6)参加表明後の辞退について

参加表明書の提出以降、参加を取りやめる場合は、辞退届(様式4)を提出すること。提出期限は令和8年4月23日(木)午後5時までとする。

6 企画提案書等の審査及び実施事業者の選定

企画提案等の審査は次の各号による。

(1)審査

提出された企画提案書等をプロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が「(2)評価基準:審査事項」の審査項目に基づき評価・採点する。

- ① 実施日時:令和8年5月1日(金)(詳細は別途通知)
- ② 実施場所:久山町役場内会議室(詳細は別途通知)
- ③ 内 容: プレゼンテーション 15分
ヒアリング(質疑応答) 15分

※準備及び撤収は審査前後の約10分間の休憩時間で行うこと。

- ④ 出席者 :4名以内
- ⑤ 順 番 :企画提案書等書類の受付順とする。

- ⑥ その他 :説明にパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは町で準備するので、パソコン等は各自で準備すること。プレゼンテーションは提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

(2)評価基準:審査事項(100点)

審査項目	詳細	配点
① 実施体制	業務を遂行できる実施体制であるか。	5点
	業務担当予定者が、本業務に関する十分な知識を有しているか。	5点
	他自治体での同類・類似の業務実績があるか。	5点
② 業務提案内容	企画全体の着眼点、発想、考え方が目的に合致しているか。	10点
	本町の特長・課題を踏まえた企画提案書となっているか。	5点
	本町のビジョンをわかりやすく示しているか。	5点
	企画提案に独自性がみられるか	5点
	仕様書の内容を的確に反映し、実効性のある内容となっているか。	5点
	取り扱う統計の内容が具体化され、効果的なデータ分析が期待できる提案となっているか。	5点
	現状分析について、アンケート項目の選定や回収率を高める工夫はあるか。	5点
③ 作業内容 ・工程	策定業務全般について、作業内容が具体的かつ適切か。	5点
	町との作業分担は具体的かつ適切か。	5点
④ 見積額	見積金額に妥当性はあるか。 ※(最低提案額÷提案金額)×10点	10点
⑤ 総合評価	分かりやすい説明がされたか。	5点
	質問に対して的確な回答がなされたか。	5点
	今回の業務に対して意欲的に取り組む姿勢を感じられたか。	5点

(3)評価基準による審査

得点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、本町において提案内容を精査し、最優秀提案者を決定する。(ただし総合得点の60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として決定しない。また、提出事業者が1者のみの場合であっても審査を行う。)

(4) 審査結果

提案者全員に文書により通知する。

※点数は合計点数のみ

(5) 契約締結手続き

契約相手方候補者との協議が整い次第、提案上限額の範囲内で随意契約の手続きを進めるものとする。また、契約内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。なお、契約相手方候補者が契約を辞退したとき、または、応募資格要件を満たさなくなった場合は、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

7 その他

(1) 著作権等

ア 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するが、本町は契約相手方候補者の公表等に必要の場合には申込時の提出の内容を無償で使用できるものとする。

イ 行政文書開示請求があった場合は、久山町情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づき取り扱うこととする。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(2) 参加費用

必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選定に参加するための経費は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出書類

本町に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 本町が提供した資料の取扱い

本町が提供する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この目的の範囲内であっても、本町の下承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、または内容を提示することを禁止する。

(5) 失格

ア 申請書類の提出方法を遵守せず提出された場合。

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。

ウ 記載すべき内容の全部又は、一部が記載されていない場合。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

オ 本要領に含む配布資料に示された内容に適合しない場合。

カ 選定の公平性に影響を与える不当な行為があったと認められる場合。